

京都動物愛護センター条例施行規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 151 号

京都動物愛護センター条例施行規則

(開所時間及び休所日)

第1条 京都動物愛護センター条例(以下「条例」という。)第3条に規定する別に定める京都動物愛護センター(以下「センター」という。)の開所時間及び休所日は、別表のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の登録)

第2条 トリミングルーム又は上鳥羽公園ドッグラン(以下「ドッグラン」という。)を使用しようとする犬の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する犬について、市長の登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、1年とする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項の登録を受けようとする者は、京都動物愛護センター使用登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請者は、同項の規定による申請の際に、次に掲げる書類及び証票(以下「書類等」という。)を提示しなければならない。

(1) 狂犬病予防法(以下「法」という。)第4条第2項に規定する鑑札

(2) 法第5条第2項に規定する注射済票

(3) 別に定める犬の感染症に係るワクチンを犬の体に注射し、又は接種したことを証明する書類(作成された日から1年以内のものに限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(登録証の交付)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、同項の申請者に対して、京都動物愛護センター使用登録証(第2号様式)を交付するものとする。

(使用許可の申請)

第5条 条例第4条の規定により使用の許可を受けようとするものは、京都動物愛護セン

ター使用許可申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別に定める方法により申請する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による市長が必要と認める書類等の提出は、京都動物愛護センター使用登録証の提示をもって代えることができる。

（受付期間）

第6条 前条第1項の規定による申請は、ドッグランの専用使用に供する部分の使用（以下「専用使用」という。）又は専用使用と併せて使用するトリミングルームに係るものにあつては使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から、トリミングルーム（専用使用と併せて使用するものを除く。）又はドッグランの共同使用に供する部分の使用に係るものにあつては使用日に限り、受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の許可）

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書その他別に定める方法によりその旨を同項の申請者に通知する。

（使用料の還付）

第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市公園法第27条第2項若しくは京都市都市公園条例第13条第2項の規定による処分をし、若しくはこれらの規定による必要な措置を命じた場合又は管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 2分の1に相当する額
- (3) 使用日の1箇月前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

（使用料の減免）

第9条 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（特別の設備）

第10条 条例第9条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年5月3日から施行する。

別表 (第1条関係)

区 分		開 所 時 間	休 所 日
センター (ドッグランを除く。)		午前9時から午後5時まで	木曜日 (木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日) 並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
ドッグラン	1月4日から2月末日まで及び10月1日から12月28日まで	午前10時から午後4時まで	
	3月1日から4月30日まで及び8月16日から9月30日まで	午前9時から午後5時まで	
	5月1日から8月15日まで	午前9時から午後6時まで	

第1号様式 (第3条関係)

京都動物愛護センター使用登録申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (団体にあつては, 主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあつては, 名称及び代表者名) 電話 -

京都動物愛護センター条例施行規則第3条第1項の規定により使用の登録を申請します。			
犬 の 種 類		犬の生年月日	年 月 日生
犬 の 毛 色		犬の性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス
犬 の 名 前			
鑑 札 の 番 号	年度	第	号
注 射 済 証 の 番 号	年度	第	号
ワ ク チ ン の 接 種	種	年 月 日	接種
生殖を不能にする手術	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	
備 考			

注 該当する口には, レ印を記入してください。

第2号様式 (第4条関係)

	第	号
京都動物愛護センター 使用登録証		
犬の名前		
登録者氏名		
	登録年月日	年 月 日
	(有効期限	年 月 日)
		京都市長

第3号様式 (第5条関係)

1 トリミングルーム用

京都動物愛護センター使用許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都動物愛護センター条例第4条の規定により使用の許可を申請します。	
使用 する 時 間	時から 時まで
使用 する 人 数	人
動 物 の 種 類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> その他 ()
動 物 の 数	頭
京都動物愛護センター 使用登録証の番号	第 号
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 特別の設備を設ける場合には、その設計書、仕様書等を添付してください。

2 ドッグランの専用使用に供する部分用

京都動物愛護センター使用許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (団体にあっては, 主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあっては, 名称及び代表者名) 電話 -

京都動物愛護センター条例第4条の規定により使用の許可を申請します。		
使 用 す る 日	年 月 日 (曜日)	
使 用 す る 時 間	時から 時まで	
使 用 す る 人 数	人	
犬 の 数	頭	
京都動物愛護センター使用登録証の番号	第 号	
特 別 の 設 備 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
トリミング グループ	使 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	使 用 す る 時 間	時から 時まで
	使 用 す る 人 数	人
	動 物 の 種 類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> その他 ()
	動 物 の 数	頭
	特 別 の 設 備 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 特別の設備を設ける場合には, その設計書, 仕様書等を添付してください。

3 ドッグランの共同使用に供する部分用

京都動物愛護センター使用許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (団体にあつては, 主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあつては, 名称及び代表者名) 電話 —

京都動物愛護センター条例第4条の規定により使用の許可を申請します。	
使用する人数	人
犬 の 数	頭
京都動物愛護センター 使用登録証の番号	第 号

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)